

厚生委員会記録

- 1 日 時 令和7年12月11日(木曜日)
- | | |
|-----|----------|
| 開 会 | 午前10時19分 |
| 休 憩 | 午前10時24分 |
| 再 開 | 午前10時55分 |
| 休 憩 | 午前11時02分 |
| 再 開 | 午前11時26分 |
| 休 憩 | 午前11時46分 |
| 再 開 | 午後 1時36分 |
| 閉 会 | 午後 1時52分 |
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 10人
- | | |
|------|---------|
| 委員長 | 松 尾 茂 |
| 副委員長 | 飯 山 勝 彦 |
| 委 員 | 木 地 智 美 |
| // | 久 保 大 憲 |
| // | 岡 部 享 |
| // | 押 田 大 祐 |
| // | 高 道 秋 彦 |
| // | 谷 口 寿 一 |
| // | 市 田 龍 一 |
| // | 橋 本 雅 雄 |
- 4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	家城 恭彦
富山まちなか病院長	瀬川 正孝
管理部長	藤沢 晃
管理部次長	片山 正和
参事（経営管理担当）	開発 則幸
経営管理課長	高瀬 雅基
契約出納課長	山口 佳子
医事課長	喜多埜 英司
総務医事課長	竹内 宗健
経営管理課主幹（調整担当）	能勢 祐介

【福祉保健部】

部長	古西 達也
部次長	堀田 英樹
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	山本 忠夫
保健所長	瀧波 賢治
参事（福祉政策課長）	田近 淳
参事（指導監査課長）	本多 寛明
生活支援課長	大門 高史
障害福祉課長	大浦 寛之
長寿福祉課長	吉野 貴喜
介護保険課長	豊岡 秀樹
保険年金課長	吉村 正一
保健所地域健康課長	相川 智昭
保健所保健予防課長	堀井 由紀
保健所生活衛生課長	宮田 一博
まちなか総合ケアセンター所長	谷川 智子
看護専門学校事務長	高瀬 雅基
福祉政策課主幹（調整担当）	高橋 昌子

【こども家庭部】

部長	関谷 雄一
部次長	高場 英人
部次長（保育・児童健全育成担当）	平井 聖子
こども支援課長	植野 聡希
こども保育課長	斉藤 陽子
こども福祉課長	前坪 勝児
こども健康課長	栗山 朋子
まちなか総合ケアセンター所長	谷川 智子
子育て支援センター所長	笠間 湊子
こども支援課主幹（調整担当）	宮田 千佳

【市民生活部】

部長	鎌田 泰史
部次長	豊島 栄治
部次長（市民協働・消費生活・スポーツ担当）	光岡 伸一
参事（地域振興担当）	鈴木 富勝
参事（地域コミュニティ推進課長）	由水 正恵
参事（市民課長）	経明 勝子
参事（山田中核型地区センター所長）	宮前 仁
大沢野行政サービスセンター所長	沢井 誠
大山行政サービスセンター所長	追分 禎一郎
八尾行政サービスセンター所長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター所長	江尻 裕徳
市民協働相談課長	砂原 正宏
スポーツ健康課長	松本 浩明
細入中核型地区センター所長	堤 靖夫
消費生活センター所長	関谷 忠子
地域コミュニティ推進課主幹（調整担当）	大野 裕美

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課副主幹（調査係長）	谷端 裕美子
議事調査課主査	竹之内 慧
議事調査課会計年度任用職員	溝口 弘美

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和7年12月定例会の厚生委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（4名）を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、岡部委員、押田委員を指名いたします。

これより、病院事業局所管分の議案の審査を行います。

議案第153号 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

総務医事課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第153号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案153号を採決いたします。

本案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。
以上で、病院事業局所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、病院事業局所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

久保委員 1点教えてください。
先ほどの分科会で、令和8年度に診療報酬が上がる見込みだという話がありましたが、診療報酬が上がるとそれに応じて患者負担も増えるのですか。それとも患者負担は変わらずに診療報酬だけが上がるのですか。この仕組みがよく分からないので、教えてもらえますか。

病院事業管理者 診療報酬が上がれば、大部分は患者負担の増につながります。
ただ、中には患者さんの負担は増えず診療報酬だけが上がるものもありますし、逆に患者さんだけが負担しなければいけないものもあって、制度として、患者さんの受診抑制や過剰な受診につながらないように配慮された上で、そのような分配がなされています。
報道によれば、支払い側である保険者からは、診療報酬全体は増やさずに配分を変えてほしいと、特に高度急性期、急性期の病院の赤字幅が大きいものですから、外来診療、診療所、薬局からそれらの病院に財源を再分配してほしいという意見があると聞いております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会病院事業局所管分を終了いたします。

午前10時24分 休憩

~~~~~

午前10時55分 再開

委員長 厚生委員会福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

す。  
議案第142号 富山市老人憩いの家条例の一部を  
改正する条例制定の件  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

長寿福祉課長 [議案概要書及び議案説明資料により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

岡部委員 水橋老人憩いの家の廃止の理由については、利用者が大変少ないということで、よく分かりました。  
残る東老人憩いの家の開館年月はいつですか。

長寿福祉課長 昭和55年4月です。

岡部委員 議案説明資料6ページに水橋老人憩いの家の開館年月は昭和53年4月と書いてありますが、東老人憩いの家との差は2年で、かなり老朽化が進んでいると思います。  
幾つか聞きたいのですけれども、まず、老人憩いの家の具体的な業務内容についてお聞かせください。

長寿福祉課長 老人憩いの家につきましては、国の老人憩の家設置運営要綱に基づいて設置され、60歳以上の方に対しレクリエーションなどの場を提供することで、心身の健康の増進を図ることを目的とした施設です。  
具体的に申し上げますと、東老人憩いの家には、入浴施設、囲碁や将棋などを楽しむことができる教養娯楽室、マッサージチェアを備え休憩や歓談の場として利用できる集会室などがあります。そのほか学習室や多目的ホールがありまして、そこで煎茶、編み物、民謡、陶芸などのシニアライフ講座を実施しております。

岡部委員 東老人憩いの家の利用状況が分かれば教えてください。

長寿福祉課長 直近の令和6年度の利用者は延べ1万6,323人で、1日当たり45.7人となっております。

岡部委員 関連して、老人憩いの家とよく似た施設で、老人福祉センターがありますが、両施設の違いについて教えてください。

長寿福祉課長 老人憩いの家は、先ほど申し上げた国の要綱に基づいて設置しておりますが、老人福祉センターは、老人福祉法及び社会福祉法に基づいて設置しており、その設置根拠が異なります。  
また、本市の老人福祉センターでは、老人憩いの家と同様に、入浴施設、教養娯楽室、集会室などのレクリエーションの場を提供しておりますが、加えて、看護師等による健康相談や生活相談、機能回復訓練等を実施しているという点で違いがあります。

岡部委員 健康相談等を実施している点で違いはありますが、類似施設だと思っています。東老人憩いの家はかなり古くなっていますから、市全体の施設の配置も含めて、今後どうするのかしっかりと検討していただきたいと思います。  
東老人憩いの家は年間で1万6,000人以上、1日で約45人が利用されているということですので、そう簡単に廃止できないと思うのですが、市全体を見て対応していただくよう要望いたします。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第142号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第142号を採決いたします。  
本案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたしました。  
次に、福祉保健部所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会福祉保健部所管分を終了いたします。

午前 11 時 02 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 26 分 再開

委員長

厚生委員会子ども家庭部所管分の議案の審査を行います。
議案第 143 号 富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第 144 号 富山市児童館条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第 145 号 富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第 146 号 富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第 147 号 富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第 148 号 富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第149号 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第150号 富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第151号 富山市恵光学園条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第152号 富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第160号 工事請負契約締結の件（長岡保育所改築主体工事）、
議案第163号 富山市児童館の指定管理者の指定の件、
以上12件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

こども支援課長 〔議案第143号について、
議案第144号について、
議案概要書により説明〕

こども保育課長 〔議案第145号について、
議案第146号について、
議案第147号について、
議案第148号について、
議案第149号について
議案概要書により説明〕

こども健康課長 〔議案第150号について、
議案第151号について、
議案概要書により説明〕

まちなか総合
ケアセンター所長 〔議案第152号について、
議案概要書により説明〕

こども支援課長 〔議案第160号について、
議案第163号について、

議案書及び議案説明資料により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第143号から議案第152号まで、及び議案第160号、議案第163号、以上12件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第143号から議案第152号まで、及び議案第160号、議案第163号、以上12件を一括して採決いたします。
各案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、各案件は原案可決されました。
以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、こども家庭部所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

木地委員 先日の本会議の一般質問で、不登校の子どもたちの居場所の1つとして児童館を使うことはできないかと赤星議員から質問があり、こども家庭部長が児童館の役割とともに答弁されておりました。
その答弁の中で、学校に行けない子どもたちやどこにもつながっていない子どもたちの居場所として児

児童館を活用することは難しいと考えておりますという言葉がありつつも、18歳未満の全ての子どもが利用できる施設であるとおっしゃっていました。マスコミ、特に新聞報道では答弁の一部が切り取られており、不登校の子どもたちの居場所としては使えないと受け取られてしまう心配があります。本意はそうではないと思いますので、いま一度、子どもの多様な居場所の1つとして児童館がどのようにあるべきだと考えているのかお聞かせください。

こども支援課長 今ほど木地委員から御紹介がありましたとおり、児童館は児童福祉法に規定された児童厚生施設で、18歳未満の全ての子どもが利用できる間口の広い施設でありますので、不登校やどこにもつながっていない子どもたちの居場所として利用していただくことはできると考えております。

木地委員 ありがとうございます。
児童館には体を動かすスペースや、図書室、学習室などもあります。そして、それぞれの地域にあるので自分の足で児童館に行くことができます。これらのことから学校に行きづらい子どもたちの居場所にとっても適していると思います。
家から一歩出て、児童館の職員と関わることで、次は学校に行ってみよう、新しいことにチャレンジしてみようと思うきっかけにもなると思います。
ここからは要望ですけれども、教育委員会と連携を取りながら、児童館の職員が不登校児童への理解を深めるなど、子どもたちの多様な居場所の1つとなるように取り組んでいただければと思っております。よろしく申し上げます。

久保委員 議案説明資料についてですが、記載内容が少ないのではないかと思います。以前、こども家庭部に同じような指摘をした記憶があります。
今回のこども家庭部所管分の予算案件として、東部児童館と蜷川児童館の管理運営費に係る債務負担行為の補正があり、1億円を超える債務負担行為の補

正が議案書で説明されました。

本来なら議案説明資料に記載した上で、事業内容や業者選定のスケジュールなども説明するべきです。ほかの部局で同様の案件があった場合、議案説明資料に記載されているのです。

こども家庭部が議案説明資料に記載している内容は、ほかの部局と比べると大きく差異があると思います。この点についてきちんと見直してもらえませんか。

こども家庭部長 大変申し訳ありませんでした。これからきちんと精査いたしまして、対応させていただきたいと思います。

久保委員 自部局の過去の事例だけを見ていてもなかなか変わらないので、ほかの部局が議案説明資料に何を書いているのか、どのように説明しているのかなどを参考に対応していただきたいと思います。

今回の債務負担行為の補正においては、東部児童館は1億5,000万円余り、蛭川児童館は1億円余りで、この約5,000万円の差は一体何なのか、事業者はどのような人員配置をするのかなどを私たち議員が審査した上で、債務負担行為を将来にわたって保証することになりますので、その姿勢をもう一度見直していただきたいと思います。

続けて伺います。こども家庭部の所管は18歳以下の子どもたちということで間違いないと思うのですが、昨日の経済教育委員会の中で、図書館本館の金曜日と土曜日の開館時間が短くなるという報告があって、子どもの居場所としてあったものがなくなることを不安に思っている委員がいらっしゃいました。教育委員会の委員会資料の説明を見ると、効率的な運営及び職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るものとあり、その思いで進めていくと思うのですけれども、一方で、図書館本館をその時間帯に使用している方がどのように思うのか、その時間帯に利用していた方たちは今後どこに行くのかという観点で教育委員会にはなかったのだらうと思います。学校の外のことについては知りませんということなの

だろうと思うのです。

だとすれば、学校が終わった後のことはこども家庭部が所管する部分だと思いますが、図書館本館の閉館時間が短くなることについて、こども家庭部と教育委員会の間で協議した経緯はありますか。

こども家庭部長 特に話は聞いてはおりません。今、委員がおっしゃったようなことは私も新聞で見ましたけれども、実際にいつから開館時間を短くするのかなど、事前の協議は特に行っておりません。

久保委員 今後、規則等が改正されることになると思うのですが、子どもたちは学校が終わった後、どこに居場所を求めているのか、その居場所として図書館本館はどのような役割を果たしているのか、こども家庭部として把握に努めていただきたいと思っています。ワーク・ライフ・バランスも大事ですが、藤井市長は「幸せ日本一とやま」を掲げています。教育委員会にもしっかりと自覚していただきたいのですが、このような重要な意思決定をする際には、図書館本館の開館時間を短くすることについてどのように思うのか、その代わりになるものをこども家庭部は提供することができるのかなどの部局間の協議を踏まえて実施してほしいと思います。子どもたちはもちろんのこと、その保護者も影響を受けるとしますので、今後は部局を越えてしっかりと情報収集をしながら、部長にはリーダーシップを果たしていただきたいと思いますが、御見解をお伺いします。

こども家庭部長 図書館本館については、勉強している子どもにとって半プライベート空間となりますので、場所取りしているところも実際に見たことがありますし、利用されていることも知っております。今回、事前に連絡等はなかったのですが、他部局でそのような動きがあれば、今後は情報共有、連携していきたいと思っています。

久保委員 図書館本館の開館時間が短くなることに関してもそうですが、それ以外の部分でもアンテナを高く張っていただいて、課題があれば修正していくことは大事だと思います。今後も注意深く見ていただければと思います。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。以上で、厚生委員会こども家庭部所管分を終了いたします。

午前 11 時 46 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 36 分 再開

委員長 厚生委員会市民生活部所管分の議案の審査を行います。

議案第 161 号 特定事業変更契約締結の件（富山市総合体育館 R コンセッション事業）、

議案第 164 号 富山市スポーツ施設の指定管理者の指定の件、

議案第 165 号 富山市まちなかアリーナ等の指定管理者の指定の件、

以上 3 件を一括議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

スポーツ健康課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第 161 号、議案第 164 号、議案第 165 号、以上 3 件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第161号、議案第164号、議案第165号、以上3件を一括して採決いたします。各案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、

YKK AP アリーナの利用料金等について、当局の報告を求めます。

スポーツ健康課長

〔委員会資料により説明〕

委員長

ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

久保委員

YKK AP ARENAの利用料金等の改定について、議会に報告しようという市民生活部の姿勢は大変高く評価したいと思います。

物価が高騰していく中で利用料金が上がると、やはり不満が出ると思うのですが、これまで富山市総合体育館を練習等で使っていた団体からは概ね了承を得ているのか、説明をお願いします。

スポーツ健康課長

YKK AP ARENAのうち、体操練習場、弓道練習場、ボクシング室については特定の団体の利用が想定されますので、それらの施設を利用していた各種団体に対して、事業者が事前に説明、協議を行っていると聞いております。また、利用料金についても理解されたと聞いております。

久保委員

利用料金が変わるかもしれないということで、これ

まで利用していた団体の中では、もしかしたら使えなくなるかもしれない、続けられなくなるかもしれないという大きな不安があったと思いますが、事業者が各種団体と丁寧に協議されて、新たな利用料金についても納得いただける範囲であったのであれば、大変いい対応だったのではないかと思います。今後、各種団体の競技人口や取り巻く環境が変わり、利用料金の負担が過剰だと感じることもあるかもしれないので、本市としても各種団体と継続的に連絡を取り、必要な支援を行っていくという姿勢で今後も臨んでいただきたいと思います。まずは、皆さんに御理解いただける範囲で新しい利用料金が設定されたことについて、歓迎したいと思います。

委員長

ほかにないようですので、この程度にとどめます。次に、市民生活部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

久保委員

先ほどのこども家庭部所管分の委員会でも触れたのですが、昨日の経済教育委員会の中で、効率的な運営及び職員のワーク・ライフ・バランスの推進という観点から、図書館本館の開館時間が短くなるという報告がありました。委員からは、勉強している子どもたちや学生が行き場を失うのではないかと心配の声が上がりました。また、図書館で勉強したいと思っている大人がいて、開館時間が短くなることは非常に残念だという御意見もありました。言われてみると確かに、大人も子どもも含めて市民に広く使われている施設だと思うのです。この案件とは全く関係ないのですが、ここ最近、子どもの勉強するスペースが欲しい、何とかならないのかという要望が私に2件寄せられました。今、自宅外で夕方から夜にかけて勉強する子どもがいる家庭が増えていて、大人も勉強する場所を探している一方で、今回、図書館本館の開館時間が短くなるということです。

そのような方たちのために、市直営でなくてもいいので、地区センターの一部を地域の人たちに開放して勉強できるスペースを提供できないかと考えていまして、今後検討していただきたいと思っていますのです。

市民生活部は地区センターを所管しておりますので、調査・研究してほしいのですが、所見を伺います。

市民生活部長 地区センターは形としては公民館ですので、富山市民館条例に基づいて諸室の利用料金が設定されています。規定上は利用する場合に料金をいただかなければいけないということになります。

また、利用に当たっての条件として、個人学習が公民館の目的に合った活動かどうかという部分で、第一感としては正直どうかなという印象です。

地域の方に利用していただく施設でありますので、目的の範囲内かどうか、施設の在り方全体を含めて考える余地はあると思いますが、今すぐにできるとお答えすることは難しいです。

久保委員 この場でできると言えないことは私もよく分かっています。

職員を配置して午後8時や午後10時まで地区センターを開けておくことは、現実的に難しいだろうということは分かっているのです。

一方で、例えば学校開放事業では、地域の人たちに小・中学校の体育館などの鍵を渡して管理していただいています。

地域のPTAや父母会、児童会などの団体から地区センターを勉強するためのスペースとして借りたいという要望があって、地域の合意形成が図られたときには、その目的や条例等に照らし合わせて、地区センター機能の一環として子どもや大人が勉強する場所を提供できるのかどうか、ぜひ前向きに調査・研究を続けていただきたいと思います。

私もしっかりと調査・研究して、それを踏まえて改めて提案したいと思いますので、そのときにはまた正式な回答をお伺いしたいと思いますので、よろし

くお願いします。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会市民生活部所管分を終了いたします。

これで、12月定例会の当委員会に付託されました  
全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願  
いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和7年12月定例会の厚生委員会  
を閉会いたします。

令和7年12月定例会  
厚生委員会記録署名

委員長 松尾 茂

署名委員 岡部 享

署名委員 押田 大祐